

災害発生時における避難所等としての施設等の利用に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模な災害が東海市内で発生するおそれがあり、又は発生した場合に、甲が乙の管理する学校施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する学校施設を避難所又は避難場所（以下「避難所等」という。）として利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用の要請）

第2条 甲は、乙の管理する学校施設を避難所等として利用する必要があるときは、乙に対し、施設利用の要請をすることができる。

2 甲は、乙に対し、施設利用を要請するときは、施設利用の範囲、期間、その他必要と認める事項を明らかにし、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から施設利用の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用に協力するものとする。

（施設利用の内容）

第3条 甲が乙に対し行う施設利用の内容は、次のとおりとし、甲の責任のもと実施する。

（1）避難所として、乙の管理する屋内運動場を甲が利用すること。

（2）避難場所として、乙の屋外運動場を甲が利用すること。ただし、雨天等の場合は、屋内運動場等についても利用できるものとする。

（3）避難所等に付随する乙の学校設備、備品、機器類等（以下「学校設備」という。）を甲が利用すること。

2 前項に定める事項の迅速かつ的確な実施に資するため、乙の管理する学校施設内に防災倉庫を設置し、救助資機材や備蓄品等の保管を行うものとする。ただし、防災倉庫の設置及び管理に関しては、甲が行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、施設利用の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、各種関係法令に基づき関係官公庁署が発行する避難所に関するマニュアル等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（市職員の派遣）

第4条 甲は、避難所を開設するときは、市職員を派遣する。

2 甲及び乙は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

（避難所の開設等）

第5条 避難所の開設は、甲が派遣した市職員が行うものとする。

2 避難所の管理及び運営は、前項の定める市職員や避難者で構成する避難所運営委員会が連携して行うものとする。

（乙の管理する学校施設の返還）

第6条 甲は、乙が早期に学校運営を再開できるよう、近接した市所有の避難所にて避難所運営ができるよう努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により乙の管理する学校施設及び乙の学校設備の利用の範囲を縮小するときは、避難所等の集約を図り、段階的に乙の管理する学校施設及び乙の学校設備を乙に返還するものとする。

3 甲は、乙に要請した避難所等を閉鎖するときは、速やかに、乙の管理する学校施設及び乙の学校設備の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は原則として、原状回復し、返還するものとする。

4 乙の管理する学校施設及び学校設備の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

（経費の負担）

第7条 施設利用に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続する。

(雑則)

第10条 広域避難場所に係る利用については、なお従前の例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 東海市高横須賀町広脇1番地
愛知県立横須賀高等学校 校長 天 野 透

東海市大田町曾根1番地
愛知県立東海商業高等学校 校長 石 濱 登

東海市加木屋町社山55番地
愛知県立東海南高等学校 校長 渡 邊 修

— — — — — (改 ページ) — — — — —

災害発生時における避難所等としての施設等の利用に関する協定書の一部を変更する協定書

平成27年(2015年)9月1日に東海市(以下「甲」という。)と愛知県立横須賀高等学校(以下「乙」という。)との間で締結した災害発生時における避難所等としての施設等の利用に関する協定書の一部を次のように変更し、この協定書の締結日から施行する。

第3条第1項第1号中の「屋内運動場」の次に「及び武道場(以下「屋内運動場等」という。)」を加える。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年(2020年)12月1日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 東海市高横須賀町広脇1番地
愛知県立横須賀高等学校
校長 富 田 祐 司

令和6年(2024年)6月10日

乙 東海市大田町曾根1番地
愛知県立東海樟風高等学校
校長 森 尚 久

令和6年(2024年)7月24日

乙 東海市加木屋町社山55番地
愛知県立東海南高等学校
校長 山 口 哲 也

※ 特記事項

- 東海南高校については、上記に加え、第3条第1項第2号に「避難所として、乙の屋外運動場を甲が利用すること。ただし、雨天等の場合は、屋内運動場等についても利用できるものとする。」を加える。第3条第1項第2号を3号に改める。を付記する。

一時避難所使用及び運営等に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と〇〇町内会等（以下「乙」という。）は、災害時における一時避難所使用及び運営等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、地域住民等の災害時の安全確保を図るため、一時避難所としての〇〇〇集会所等の開設等に必要な事項を定めるものとする。

（周知）

第2条 〇〇〇集会所等が短期収容の一時避難所として利用できる施設であることを、甲は地域防災計画及び市広報等により、乙は地域の回覧板等により周知するものとする。

（開設）

第3条 乙は、次に掲げる場合において、〇〇〇集会所等を一時避難所として開設する。

また、甲から開設の要請があったときも同様とする。

- (1) 乙が自ら開設する必要があると判断したとき。
- (2) 地域住民等から乙に開設の要望があったとき。

（報告）

第4条 乙は、次に掲げる1号、2号の場合は口頭又は電話により、3号の場合は甲が指定する避難状況報告書により、速やかに報告するものとする。

- (1) 一時避難所を開設したとき。
- (2) 一時避難所を閉設したとき。
- (3) 避難者があったとき。

（管理運営）

第5条 一時避難所の管理運営は、乙の責任において〇〇町内会等が自主的に行うものとする。

2 乙は、一時避難所の管理運営にあたり、甲が指定する一時避難所管理運営者名簿により、管理運営責任者等を速やかに報告しなければならない。また、管理運営責任者等が変更になった場合も同様とする。

（費用負担）

第6条 一時避難所の開設に伴う施設の使用及び管理運営に係る費用は、乙の負担とする

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東海市中央町一丁目1番地 東海市長 鈴木 淳 雄

乙 別紙一覧

別紙一覧

一時避難所の使用及び運営等に関する協定締結先

No.	町内会・自治会	住 所	施 設 名	締 結 日
1	大田町内会 会長 井上 正人	東海市大田町郷中 147 番地	大田町公民館	平成 19 年 2 月 26 日
2	石ヶ根町内会 会長 高橋 勝	東海市富木島町石ヶ根 47-3	石ヶ根町内会集会所	平成 22 年 8 月 17 日
3	サンヒルズ加木屋自治会 会長 岩渕 和夫	東海市加木屋町社山445番	サンヒルズ加木屋集会所	平成 23 年 12 月 14 日
4	百合ヶ丘自治会 会長 水野 邦雄	東海市加木屋町北鹿持 1-109	百合ヶ丘集会所	平成 24 年 3 月 15 日
5	大堀ハイツ自治会 会長 斉藤 雅克	東海市加木屋町東大堀 28-21	大堀集会所	平成 25 年 3 月 22 日
6	大池自治会 会長 坂口 裕士	東海市加木屋町小家ノ脇 5-112 ライフヒルズ加木屋F-4	大池集会所	平成 25 年 3 月 27 日
7	伏見町内会 会長 長屋 博司	東海市富木島町伏見四丁目 1-7	伏見集会所	平成 27 年 10 月 1 日
8	姫島町内会 会長 鈴木 勝吉	東海市富木島町北太子 17-2	姫島公民館	平成 28 年 9 月 20 日
9	東長口自治会 会長 鈴木 皇	東海市富木島町東長口 37-13	東長口集会所	平成 31 年 3 月 7 日

※ 特記事項

大田町内会「大田町公民館」については、協定本文中を次のとおり変更追記されている。

第5条（管理運営）

1 及び 2 略

3 防災備蓄品については、一時避難所としての大田町公民館の短期収容可能人員を概ね100人と想定しており、このうち持参できない者のために毛布、非常食、飲料水を、乙の責任において、適切に保存管理するものとする。

第6条（費用負担）

一時避難所の開設に伴う施設の使用及び管理運営に係る費用は、乙の負担とする。ただし、前条第3項の毛布については、甲が支給するものとする。

津波・高潮発生時における一時避難ビル等としての使用に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と ○○（以下「乙」という。）は、東海地震、東南海地震、南海地震等により市内に大規模な津波・高潮の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙の協力を得て、地域住民等が緊急に一時避難するビル等の施設（以下「津波一時避難ビル」という。）として乙が所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波一時避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 東海市 ○○○
- (2) 施設名称 ○○○
- (3) 構造等 ○○○
- (4) 使用場所 ○○○（約 人収容）

（変更等の報告）

第2条 乙は、使用施設の増改築等により、使用場所の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設が使用できなくなる場合は、甲に連絡するものとする。

（津波一時避難ビルの指定及び周知）

第3条 甲は、使用施設の使用場所等を確認した上で、津波一時避難ビルとして指定するとともに、速やかに、使用施設にその旨の標示板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 甲及び地域住民等は、使用施設を津波一時避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（使用料）

第5条 使用施設の使用料は、無料とする。

（損害等の費用負担）

第6条 甲は、使用施設を津波一時避難ビルとして使用した場合において、使用施設に損害等が生じたときは、当該損害に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、高潮等の災害により破損した部分を除く。

（事故等の責任）

第7条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に、当該施設内において、発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続する。ただし、使用施設が、津波一時避難ビルとしての機能を有しなくなったときは、そのことをもって、本協定が終了したものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 別紙一覧

津波・高潮発生時における一時避難ビル等としての使用に関する協定締結先

No.	代 表 者	住 所	締 結 日
1	山九株式会社東海支店 東海支店長 小野 和夫	東海市東海町三丁目 1 1 番 1 号	平成 24 年 8 月 23 日
	施設名； 山九株式会社東海支店「東海寮」 所在地； 東海町一丁目 4 番地 1、4 番地 17 構造等； 鉄筋コンクリート造陸屋根、5 階建 使用場所； 4 階 1 0 9㎡、5 階 1 1 1 ㎡ （約 2 2 0 人収容）		
2	株式会社スガテック名古屋支店 支店長 田中 章文	東海市東海町五丁目 3 番地	平成 24 年 8 月 23 日
	施設名； 株式会社スガテック「松雲寮」 所在地； 東海町三丁目 9 番地 17 構造等； 鉄筋コンクリート造陸屋根、9 階建 使用場所； 4 階～9 階 各階 1 2 7 ㎡ （約 7 6 2 人収容）		
3	愛知製鋼株式会社 取締役社長 藤岡 高広	東海市荒尾町ワノ割 1 番地	平成 24 年 8 月 23 日
	施設名； 愛知製鋼「横須賀寮」 所在地； 横須賀町扇島 4 番地 1 構造等； 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根、7 階建 使用場所； 4 階～6 階 各階 1 4 4 ㎡、 7 階 1 2 6 ㎡ （約 5 5 8 人収容）		
4	株式会社ビジネスホテルかなやま 代表取締役 幡野 寿治	東海市高横須賀町御洲浜 18 番地の 2	平成 24 年 8 月 23 日
	施設名； 「マーレホテル東海」 所在地； 大田町御洲浜 1028 構造等； 鉄筋コンクリート造陸屋根、6 階建 使用場所； 4 階 9 4 ㎡、5 階 7 1 ㎡ （約 1 6 5 人収容）		
5	有限会社ビジネスホテル第三白馬 代表取締役 加藤 絹江	東海市高横須賀町御洲浜 18 番地 1	平成 24 年 8 月 23 日
	施設名； 「ザ・カトーホテル」 所在地 大田町御洲浜 1027 構造等； 鉄筋コンクリート造陸屋根、6 階建 使用場所； 4 階 9 4 ㎡、5 階 7 1 ㎡ （約 1 6 5 人収容）		
18	ライフ住建有限会社 取締役 西川 昌一	和歌山県田辺市龍神村福井 144 番地	令和 5 年 3 月 1 日
	(丙) 株式会社グリーンズ 代表取締役社長 村木 敏雄	三重県四日市市浜田町 5 番 3 号	
	施設名； 名和プラザホテル 所在地； 名和町一丁目 5 1 番地、5 2 番地 構造等； 鉄筋コンクリート造銅板葺、8 階建 使用場所； 4 階～7 階 3 4 ㎡、 8 階 2 5 ㎡ （約 1 6 1 人収容）		

津波・高潮発生時における一時避難ビル等としての使用に関する協定書

〇〇〇（以下「甲」という。）と東海市（以下「乙」という。）は、南海トラフ巨大地震等により市内に大規模な津波・高潮の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の協力を得て、地域住民等が緊急に一時避難するビル等の施設（以下「津波一時避難ビル」という。）として甲が所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲は、甲が所有する次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波一時避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 東海市 〇〇〇
- (2) 施設名称 〇〇〇
- (3) 構造等 〇〇〇
- (4) 使用場所 〇〇〇（約 人収容）

（変更等の報告）

第2条 甲は、使用施設の増改築等により、使用場所の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設が使用できなくなる場合は、乙に連絡するものとする。

（津波一時避難ビルの指定及び周知）

第3条 乙は、使用施設の使用場所等を確認した上で、津波一時避難ビルとして指定するとともに、速やかに、使用施設にその旨の標識板等を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙及び地域住民等は、使用施設を津波一時避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（使用料）

第5条 使用施設の使用料は、無料とする。

（損害等の費用負担）

第6条 乙は、使用施設を津波一時避難ビルとして使用した場合において、使用施設に損害等が生じたときは、当該損害に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波、高潮等の災害により破損した部分を除く。

（事故等の責任）

第7条 甲は、使用施設に地域住民等が避難した際に、当該施設内において、発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続する。ただし、使用施設が、津波一時避難ビルとしての機能を有しなくなったときは、そのことをもって、本協定が終了したものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 別紙一覧

乙 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

津波・高潮発生時における一時避難ビル等としての使用に関する協定締結先

No.	代 表 者	住 所	締 結 日
6	エスポア横須賀管理組合 理事長 吉村 典文	東海市養父町諸之木26番地の3	平成25年7月22日
	施設名； 「エスポア横須賀」 所在地； 養父町諸之木26番地3 構造等； 鉄筋コンクリート造、15階建 使用場所； 4階～15階 各階27㎡ (324人収容)		
7	サンマンションアトレ横須賀管理組合 理事長 花井 正明	東海市養父町横枕11番地の3	平成25年7月22日
	施設名； 「サンマンションアトレ横須賀」 所在地； 養父町横枕11番地3 構造等； 鉄筋コンクリート造、8階建 使用場所； 4階～8階 各階48㎡ (240人収容)		
8	株式会社サワキ自動車 代表取締役会長 澤木 勝美	東海市名和町一番割中12番地2	平成26年5月1日
	施設名； 「サワキビル」 所在地； 名和町一番割中12番地2 構造等； 鉄骨造 使用場所； 4階 140㎡ (140人収容)		
9	村瀬 昭	東海市養父町八ヶ池50番地	平成26年11月4日
	施設名； 「エル・ドラード」 所在地； 養父町一丁目14番地 構造等 鉄筋コンクリート造陸屋根、8階建 使用場所； 4階～7階 各階26㎡、8階 14㎡ (118人収容)		
10	横須賀駅西第1ビル管理組合 住宅部会長 樋口 栄治	東海市養父町北反田43番地	平成27年7月28日
	施設名； 「横須賀駅西第1ビル」 所在地； 養父町北反田43番地 構造等； 鉄筋コンクリート造9階建 使用場所； 4階～9階 各階90㎡ (約540人収容)		
11	プログレス本町 理事長 杉浦 政雄	東海市横須賀町三ノ割101番地	平成27年11月13日
	施設名； 「プログレス本町」 所在地； 横須賀町三ノ割101番地 構造等； 鉄筋コンクリート造14階建 使用場所； 4階～14階 各11㎡ (約121人収容)		
12	ポナール尾張横須賀 理事長 川口 光男	東海市養父町宮山7番地4	平成28年3月1日
	施設名； 「ポナール尾張横須賀」 所在地； 養父町宮山7番地4 構造等； 鉄筋コンクリート造7階建 使用場所； 4階33㎡、5階27㎡、6階17㎡、7階15㎡ (92人収容)		
13	サンコーリサイクル株式会社 代表取締役 金田 英和	東海市浅山三丁目190番地	平成28年3月3日
	施設名； サンコーリサイクル株式会社(土壌保管庫) 所在地； 浅山三丁目190番地 構造等； 鉄骨造1階建 使用場所； 屋上 223㎡ (223人収容)		
14	村井 孜	東海市高横須賀町浜畑4番地1	平成28年3月10日
	施設名； 「シャトレミュージズ」 所在地； 高横須賀町浜畑4番地1 構造等； 鉄筋コンクリート造 8階建 使用場所； 4階空7階 各階38㎡、8階35㎡ (187人収容)		
15	サンマンションアトレ横須賀Ⅲ管理組合 理事長 飯塚 光徳	東海市高横須賀町浜田8番地1	平成29年3月27日
	施設名； 「サンマンションアトレ横須賀Ⅲ」 所在地； 高横須賀町浜田8番地1 構造等； 鉄筋コンクリート造 14階建 使用場所； 4階～6階26㎡、7階及び8階19㎡、9階から14階9㎡ (170人収容)		
16	トヨタテクノクラフト株式会社 取締役 松井 龍一	東海市新宝町507番50号	平成29年7月3日
	施設名； トヨタテクノクラフト株式会社(立体駐車場) 所在地； 新宝町507番50号、51号の一部 構造等； 鉄骨造2階3層 使用場所； 2層612㎡、3層(屋上) 882㎡ (約1,494人収容)		
17	株式会社国見重機工業 代表取締役 駒田 和弘	東海市名和町一番割下20番地の1	令和4年9月30日
	施設名； 株式会社国見重機工業(本社ビル) 所在地； 名和町一番割下20番地の1 構造等； 鉄骨造2階建亜鉛メッキ鋼板葺 使用場所； 2階大会議室及び打合せ室、バルコニー140㎡ (約140人収容)		
19	株式会社大同ライフサービス 代表取締役社長 秋田 康明	名古屋市南区大同町四丁目7番地	令和6年4月17日
	施設名； 大同特殊鋼「D-BASE」 所在地； 元浜町12番地5番地 構造等； 鉄筋コンクリート造陸屋根、6階建 使用場所； B棟 屋上800㎡ (約800人収容)		

災害時における宿泊施設等の利用に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における宿泊施設及び入浴場（以下「宿泊施設等」という。）の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の宿泊施設等の利用を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請及び内容）

第2条 甲は、東海市内で災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難者及び甲が必要と認めた者（以下「避難者等」という。）の受入れについて、乙に対し次に掲げる事項を協力要請するものとする。

- (1) 市の指定する避難所の収容人数の上限に達したことにより当該避難所で避難者等を収容できない場合において、避難所として宿泊施設等を利用すること。
- (2) 市の指定する避難所で集団生活を送ることができない要配慮者等の受入施設として、宿泊施設等を利用すること。
- (3) 市が応援要請した他市町村職員の宿泊施設として宿泊施設等を利用すること。
- (4) 復旧・復興に向け、避難生活からの生活再建施設として宿泊施設等を利用すること。
- (5) 入浴施設のある宿泊施設にあっては、避難生活を送っている避難者等の衛生状態保持のために入浴施設を利用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請に対し乙が協力すると認めること。

（要請方法）

第3条 甲は、第2条の規定により乙に受入れを要請する場合は、「避難者等受入要請書」（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに書面で提出するものとする。

- 2 前項の規定による要請後に避難者等の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請を受けたときは、安全を確認の上、特に業務上の支障がない限り、可能な範囲で甲の要請・指示等に協力するものとする。

- 2 乙は、避難者等の受入れを行った場合は、その受入状況を「避難者等受入報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。
- 3 乙は、受入れを行った避難者等に異動が生じた場合は、「受入れ者異動報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用）

第5条 甲は、避難者等の受入れのために乙が提供した宿泊施設等の利用に係る費用を負担するものとする。

- 2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害発生直前における乙の価格等を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。
- 3 乙は、受入期間満了後、甲に費用を請求するものとする。

（遵守事項）

第6条 甲は、避難者等に対し、宿泊施設等を利用することについて、乙の定める宿泊約款を遵守させるよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印をした上、各自その1通を保有する。

令和2年（2020年）11月16日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 別表一覧

別表一覧

災害時における宿泊施設等の利用に関する協定締結先

No.	名 称 及 び 代 表 者	本 社 住 所	施 設 名	締 結 日
1	株式会社グリーンズ 代表取締役社長 村木 雄哉	三重県四日市市鶴の森1-4-28 ユマニテクプラザ5階	名和プラザホテル	令和 2 年 11 月 16 日
2	ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山 泰樹	東京都品川区大井一丁目 35 番 3 号	ルートイングランティア東海	〃
3	株式会社三恵技建開発 代表取締役 木戸 英貴	名古屋市東区葵二丁目 4 番 1 号	東海シティホテル	〃
4	株式会社東海センターホテル 代表取締役 近藤 磨澄	東海市富木島町伏見一丁目 18 番地 11	東海センターホテル	
5	AB ホテル株式会社 代表取締役社長 沓名 一樹	安城市三河安城町一丁目 9 番地 2 第 2 東祥ビル 6 階	ABホテル東海太田川	〃
6	株式会社ビジネスホテルかなやま 代表取締役 大林 由梨香	東海市大田町御洲浜 1028	マーレホテル東海	〃
7	有限会社ビジネスホテル第三白馬 代表取締役 加藤 絹江	東海市大田町御洲浜 1027	ザ・カトーホテル太田川	〃
8	株式会社アオイ 代表取締役 小柴 和弘	東海市横須賀町浜屋敷 2 番地 17	ビジネス葵ホテル	〃

災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書

東海市(以下「甲」という。)と社会福祉法人千寿会(以下「乙」という。)は、指定福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)、拠点避難所等において避難生活を送ることが困難な者(以下「要配慮者」という。)に対する避難援護のために開設する指定福祉避難所の設置運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる者とする。乙の運営する施設を利用している者であって、甲の市域に在住している者 本市富木島町の一部に在住している要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児) 前号に掲げる者の家族又は支援者

(指定施設)

第3条 指定福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
特別養護老人ホーム ザストーリー東海 私立保育所 エチュード上野台	東海市富木島町新藤塚30番

(指定福祉避難所の開設)

第4条 甲は、乙に対し、災害時における対象者の受入について、要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請等に基づき、可能な範囲内で指定福祉避難所の開設準備を行い、体制が整い指定福祉避難所を開設し、対象者を受け入れるものとする。

3 第1項の要請を行うときは、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭にて要請し、後日書面にて行うものとする。

(避難者の受入れ)

第5条 前条の規定に基づき指定福祉避難所を開設したときは、対象者及びその家族 又は支援者を受け入れるものとする。この場合において、その家族又は支援者は、原則として避難者1人につき1人とする。

2 指定福祉避難所への避難については、原則として、その家族又は支援者が行うものとする。

3 乙は、指定福祉避難所を開設し、避難者の受け入れを行ったときは、対象者の避難日時、氏名、住所等を記入した避難者名簿を作成し、甲に報告するものとする。

(平常時の措置)

第6条 甲及び乙は、災害時において速やかな対応が行えるように、乙の施設における 受入可能人数、受入に必要な備蓄品等の物資の確保その他について、あらかじめ協議を行うものとする。

(物資調達及び人的確保)

第7条 甲は、指定福祉避難所の運営にあたって必要な物資の調達に努めるものとし、乙は、その調達に協力するものとする。

2 乙は、対象者の生活支援、相談等を実施できるよう、支援者の確保及び配置に努めるものとし、甲は、その確保等に協力するものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が対象者の設置運営に要した経費は、甲が実費を負担するものとする。

(開設期間)

第9条 第4条第2項の規定による指定福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、延長が必要な場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 甲は、乙が早期に全ての本来業務を再開できるよう配慮するとともに、指定福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、指定福祉避難所の設置運営において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年（2024年）10月22日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 花田勝重

乙 長久手市岩作色金21番地1
社会福祉法人千寿会 理事長 堀信義

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、拠点避難所等において避難生活を続けることが困難な者に対する避難援護のために開設する福祉避難所の設置運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない者であって、拠点避難所等での生活において特別な配慮を要する者とする。

（福祉避難所）

第3条 福祉避難所とは、災害時に対象者のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の開設及び管理並びに対象者に対する日常生活上の支援（相談等を含む。）とする。

3 福祉避難所には、対象者を介助する家族等を避難させることができるものとする。

（指定施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（受入れ等）

第5条 甲は、災害時に対象者の存在を把握した場合、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請等に基づき、可能な範囲内で福祉避難所の開設準備を行い、体制が整い次第受け入れるものとする。

3 第1項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（1）対象者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、住所及び連絡先

（3）その他必要と認める事項

4 福祉避難所への対象者の移送は、原則として、その家族又は介護支援者等が行うものとする。

（平常時の措置）

第6条 甲及び乙は、災害時において速やかな対応が行えるように、乙の施設における受入可能人数、受入に必要な備蓄品等の物資の確保その他について、あらかじめ協議を行うものとする。

（物資調達及び人的確保）

第7条 甲は、福祉避難所の運営にあたって必要な物資の調達に努めるものとし、乙は、その調達に協力するものとする。

2 乙は、対象者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとし、甲は、その確保等に協力するものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が対象者の受入れに要した経費は、甲が実費を負担するものとする。

（福祉避難所の閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に全ての本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年9月5日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 別紙一覧

別表（第４条関係）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結先

No.	名 称	代表者	住 所	別表（第４条関係）	
				施設名	所在地
1	社会福祉法人 青山会	理事長 石田 松雄	東海市名和町 東萌山45番地	特別養護老人ホーム 東萌山苑	東海市名和町 東萌山 45 番地
2	社会福祉法人 檸檬	理事長 樋 陽一	東海市名和町 南之山 10 番地の 12	特別養護老人ホーム レモンの樹 東海	東海市名和町 南之山 10 番地の 12
3	医療法人 コジマ会	理事長 小嶋純二郎	東海市富木島町 八幡南 20 番地	介護老人保健施設 東海	東海市富木島町 八幡南 20 番地
4	社会福祉法人 東海	理事長 小嶋 洋一	東海市富木島町 藤ノ棚 1 番地の 1	特別養護老人ホーム 東海の里	東海市富木島町 藤ノ棚 1 番地の 1
5	社会福祉法人 あゆみの会	理事長 竹内 忠雄	東海市養父町 横枕 22 番地	ドリームハウス	東海市養父町 横枕 22 番地
6	NPO 法人東海市 在宅介護家事援助の会	理事長 佐々木 優	東海市養父町 苅宿 31 番地の 1	ふれ愛 養父の館	東海市養父町 苅宿 31 番地の 1
7	社会福祉法人 福寿園	理事長 山田 浩三	田原市六連町 神ノ釜 9 番地 3	特別養護老人ホーム 東海 福寿園	東海市中ノ池 三丁目 1 番地の 9
8	社会福祉法人 健志会	理事長 黒田 俊幸	東海市加木屋町 裾 77 番地 1	特別養護老人ホーム セレナ東海	東海市加木屋町 裾 77 番地 1
9	医療法人東海	理事長 紺野 浩一	東海市加木屋町 西御嶽 40 番地の 1	介護老人保健施設 サザン東海	東海市加木屋町 西御嶽 40 番地の 1
10	社会福祉法人 東海市社会福祉協議会	会長 久野 久行	東海市荒尾町 西廻間 2 番地の 1	東海市加木屋 通所介護事業所	東海市加木屋町 南鹿持 27 番地の 1
11	社会福祉法人 清涼会	理事長 本多 伯舟	名古屋市中川区 五女子 4 丁目 32 番地 1	特別養護老人ホーム 東海 清涼苑	東海市加木屋町 冬至池 4 番地の 15
12	社会福祉法人 さつき福祉会	理事長 渡邊 元芳	東海市荒尾町 油田 48 番地の 7	さつき	東海市荒尾町 油田 48 番地の 7
				さくら	〃
				カトレア	東海市加木屋町 東大堀 22 番地の 8
				あじさい	東海市加木屋町 鎌吉良根 78 番地
13	社会福祉法人 大同宏緑会	理事長 水野美穂子	東海市名和町 長生 9 番	にじいろのいえ	東海市名和町 長生 9 番

※ 特記事項

社会福祉法人大同宏緑会「にじいろのいえ」の締結日は、令和４年１０月２０日。

また、協定本文中を次のとおり変更追記されている。

第２条（対象者）

この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、拠点避難所等での生活が困難な者で、人工呼吸器等を使用する医療的ケアを要する障害者等とする。

第５条（受入れ等）

１ 及び ２ 略

３ 福祉避難所への対象者の移送は、原則として、その家族又は介護支援者等が行うものとする。

参考—107

(目的)

(協力内容)

(要請)

(損害等の費用負担)

(事故等の責任)

(良好な施設維持等)

(有効期間)

(協議)

乙 東海市中央町一丁目 1 番地
東海市長 鈴木 淳 雄

自然災害等の発生時における星城大学施設の使用等に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と星城大学（以下「乙」という。）は、平成25年5月1日に締結した東海市と星城大学との包括連携に関する協定書（以下「包括連携協定書」という。）及び平成25年5月14日に締結した東海市と星城大学との大学施設の開放、災害時の連携等に関する覚書に基づき、自然災害等の発生時における乙の施設を使用等することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う大学施設の使用等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 東海市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から大学施設の使用等について要請があったときは、乙は次の事項について協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合は、この限りではない。

- (1) 避難場所としての使用に関する事。
- (2) 帰宅困難者の支援に関する事。
- (3) 学生ボランティア等による協力に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請に対し乙が協力すると認めた事項

（要請方法）

第3条 前条の要請は、要請する内容、期間その他必要な事項を記載した大学施設の使用等要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請する暇がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間については、包括連携協定書第4条の規定を準用する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月1日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 東海市富貴ノ台二丁目172番地
星城大学 学長 水 野 豊

自然災害等の発生時における学校法人日本福祉大学施設の使用等に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と学校法人日本福祉大学（以下「乙」という。）は、平成27年2月20日に締結した東海市と学校法人日本福祉大学との包括連携に関する協定書に基づき、次のとおり自然災害等の発生時における乙の東海キャンパスの施設（以下「東海キャンパス」という。）の使用等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う東海キャンパスの使用等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 東海市内で前条の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から東海キャンパスの使用等について要請があったときは、乙は次の事項について協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合は、この限りではない。

- (1) 避難所としての使用に関すること。
- (2) 津波一時避難ビルとしての使用に関すること。
- (3) 帰宅困難者の受け入れに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請に対し乙が協力すると認めた事項

（要請方法）

第3条 前条の要請は、要請する内容、期間その他必要な事項を記載した東海キャンパスの使用等要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書により難しい場合は、口頭等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者のいずれからの特段の申し出がない場合は、更に5年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月20日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木淳雄

乙 知多郡美浜町奥田字会下前35番6
学校法人日本福祉大学 理事長 丸山 悟
日本福祉大学 学長 二木 立

防第 号
年 月 日

〇〇〇大学

学長

様

東海市長

大 学 施 設 の 使 用 等 要 請 書

このことについて、自然災害等の発生時における星城大学施設の使用等に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容及び期間

内 容	期 間	備 考

2 その他必要な事項

災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が東海市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 加木屋運動公園
- (2) 所在地 愛知県東海市加木屋町西御嶽31-2
- (3) 場所及び数量 加木屋球場 9, 200㎡

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第2条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の規定による使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続き）

第3条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファックス等をもって連絡をとり、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

2 乙は、使用に当たって、地方自治法第238条の4第4項に基づく行政財産の使用許可の手続きを行う。

（原状復旧等）

第4条 甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行う。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資機材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2 電気、水道、電話を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行う。

（使用料）

第6条 乙が第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合は、乙の使用料は無料とする。

（協定）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年5月17日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 愛知県名古屋市中熱田区桜田町19番18号
東邦ガス株式会社 代表者 取締役社長 水 野 耕 太 郎

防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫の管理・運用に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と東海市教育委員会（以下「乙」という。）とは、次のとおり、防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫の管理及び運用に係る協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙敷地内の防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫の管理及び運用について、甲乙が相互に協力し、防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫を適正かつ円滑に管理するため、必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第2条 甲が乙施設内に設置した防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫の管理は乙が行い、倉庫内の備品等の管理は甲が行うものとする。

（経費の負担）

第3条 防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫の運用に関して要した費用は、甲の負担とする。ただし、教育上の事由によって、要した費用については、甲乙両者協議の上、その都度決定していくものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙両者協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第5条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙両者とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定書は、同一条件にて一年間、自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月14日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 東海市中央町一丁目1番地
東海市教育委員会 教育長 加藤 朝 夫

防災備蓄倉庫及び防災資機材倉庫設置一覧

No.	施 設 名	住 所
1	緑陽小学校	名和町石谷80
2	名和小学校	名和町山東10
3	渡内小学校	荒尾町義呂1-1
4	明倫小学校	荒尾町土取1-1
5	平洲小学校	荒尾町片坂1
6	富木島小学校	富木島町手代44
7	船島小学校	富木島町船島1-1
8	大田小学校	大田町細田23
9	東横須賀小学校	高横須賀町大塚36
10	加木屋小学校	加木屋町編笠9
11	三ツ池小学校	加木屋町鎌吉良根9
12	加木屋南小学校	加木屋町泡池2
13	名和中学校	名和町中首羅1-1
14	上野中学校	名和町奥平戸28
15	平洲中学校	富貴ノ台5-181
16	富木島中学校	富木島町向イ27
17	横須賀中学校	高横須賀町猫狭間2
18	加木屋中学校	加木屋町西御嶽18-1
19	富木島公民館	富木島町東山田7-1

平成24年10月4日

東海市長 鈴木 淳 雄 様

株式会社中部プラントサービス

知多事業所所長 高 瀬 正

**大震災等発生時における養父保育園児の地震・津波時の
避難ビルとしての利用について（回答）**

平成24年10月3日付け字第204号で依頼のありましたことについて、自社所有の横須賀寮（4階廊下および共用スペース）を養父保育園児の地震・津波時の避難ビルとして利用することを承諾します。

なお、横須賀寮を緊急避難措置や訓練として利用する場合は、中部プラントサービス知多事業所に速やかに御連絡いただきますようお願いします。

駅 名	路 線 名	避 難 誘 導 場 所		
		学 校 名	面 積 等 (㎡)	収容可能人数
南 加 木 屋	河 和 線	加 木 屋 中 学 校	23,256 ㎡	7 5 9 人

東 海 市 長 殿

国土交通省
中部地方整備局長

南海トラフ巨大地震発生時における施設利用に関する協力要請について

日頃より国土交通行政に、ご理解・ご協力頂きまして誠にありがとうございます。

南海トラフ巨大地震は、我が国で発生することが想定されている最大級の地震であり、その大きな特徴として、きわめて広域的かつ甚大な被害が発生することが危惧され、我が国の国民生活や経済活動にきわめて深刻な影響が生じると想定されています。

この未曾有の大災害に備えるため、国土交通省では全国から当管内へ広域派遣される TEC-FORCE ※ の受入体制等を予め検討・整理し、発災時における TEC-FORCE の迅速かつ的確な派遣と応急活動を実現するため、「南海トラフ巨大地震におけ TEC-FORCE 活動計画（受援計画）」策定を進めております。

貴市所管の下記施設については、南海トラフ巨大地震発生時において想定される被災地域から地理的に近く、TEC-FORCE の「中核活動拠点」として重要な拠点と考えており、TEC-FORCE の活動スペースとして施設一部の提供をお願いいたします。

なお、「中核活動拠点」では、それぞれ最大30名程度の TEC-FORCE 隊員が事務作業や会議等を行うスペースとして活用予定です。

記

＜施設利用をお願いする施設＞

- ・東海市役所地下1階 地下大会議室

＜参考＞

中核活動拠点；・ブロック内の情報集約、総合司令本部との連絡・調整を行う拠点

- ・ TEC-FORCE 活動の内業（事務作業、会議等）の拠点

※ TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）とは、地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害に対応するため、被災地方公共団体（自治体）等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速な実施するために国土交通省に設置されたもの。

— — — — — （ 改 ペ ー ジ ） — — — — —

※ 特記事項

平成30年6月26日付け国部整防第25号の依頼については、平成30年6月28日付け防第39号にて、本市役所地下大会議室の使用に協力することを回答する。

防第161号

令和3年（2021年）年3月9日

東海警察署長様

東海市長 鈴木 淳 雄
（公 印 省 略）

大地震等発生時における市施設の一時借用について（回答）

令和3年（2021年）2月26日付けで依頼のありましたこのことについては、警察機能確保のため必要と認められるので、下記のとおり市施設の一時借用について承諾します。

なお、各施設を使用する場合は、速やかに東海市災害対策本部に御連絡くださいますようお願いいたします。

記

	名 称	所 在 地	用 途
1	東海市役所 302会議室	東海市中心一丁目1番地	代替指揮所
2	温水プール南側下駐車場	〃	警察車両 避難駐車場
3	東海市勤労センター駐車場	東海市高横須賀町柵形1番地7	警察車両 一時待避所
4	東海市芸術劇場 2階会議室	東海市大田町下浜田137番地	代替指揮所

連絡先 東海市災害対策本部（東海市役所）

電 話 0562-33-1111

FAX 052-603-4000

地域防災無線 とうかい100（統制台）